

令和2年4月14日

令和2年度第1回業務主任者講習の中止について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、4月7日政府は、「緊急事態宣言」を7都府県に発令されました。

和歌山県からも、密閉・密集・密接の「3密」が重なるような場所への外出を控えるよう強く要請しております。

もちろん、多数の人が集まる集会等の中止も要請されていることから、5月19日（火）に開催を予定していました標記講習会を中止することになりました。

振替日は設けず、10月9日（金）に実施予定の第2回業務主任者講習の会場をLPガス会館2階からプラザホープ4階の広い会場に替えて実施します。

すでに受講の申し込みをされている方には、事務局から中止の連絡を行います。（受講票はそのままお持ちください。）

また、受講を予定されている方は、ご留意願います。

※ なお、新型コロナウイルス感染症に伴う、液化石油ガス法に基づく講習の期間の延長について、3月17日に経済産業省は、「新型コロナウイルスの拡大防止のため中止した講習に関して、液化石油ガス法上の義務（法定講習等）について、以下のとおり措置を行いますのでお知らせいたします。」となっています。

- ① 講習を受けさせなければならない期間が令和2年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。
- ② 選任した日から6月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和2年2月1日から6月30日のまでの間に終了する場合は、6月間延長されます。

経産省ホームページ掲載アドレス

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200317-03.html